

都道府県議会議員共済会給付金の振込先金融機関の指定について

都道府県議会議員共済会規則第十四条に規定する金融機関は、次に掲げるものとする。

1. 信用金庫
2. 信用農業協同組合連合会
3. 信用漁業協同組合連合会
4. 農業協同組合
5. 漁業協同組合